

京都大学	博士（文学）	氏名	尹 敏志
論文題目	清代禁書受容の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は序章、本論四章、終章より構成される。</p> <p>序章では、嘉慶年間から民国初年にかけての約120年の禁書の伝播・受容を論じると宣言した後、第一節「捫蝨談虎客の悩み」では、梁啓超の盟友で日本に亡命した韓文挙が出版した『近世中国秘史』の序文を枕にして、文字の獄をとりあげた本書に乾隆禁書以後の動向が述べられないことを指摘し、第二節「清代文字獄・禁書政策の研究史」では、禁書政策については時代差があるにもかかわらず、依然として清代の禁書を一括して扱う傾向が強いとして、禁書の再刊について乾隆以後を俯瞰的にとらえ、当該地方社会との関係を微視的に検討する研究がないと述べる。第三節「乾隆禁書書目の整理研究」では、四庫全書館で編纂された全燬・抽燬書目にはじまる禁書書目の整理の歴史をたどり、第四節「従来の研究の問題点」では、①写本が軽視されている②全燬書（書物・版木を焼毀）と抽燬書（一部を訂正・削除）を弁別していない③国外に移出された禁書が注目されていない④嘉慶以後の禁書政策の形骸化が満漢関係に与えた影響が明らかになっていないことを指摘し、第五節で本論の構成について紹介する。</p> <p>第一章「『乾坤正気集』と禁書再刊の初動」では、多くの禁書作者の詩文を収録し、道光二十三年（1843）に詩集、同治五年（1866）に文集が刊行された『乾坤正気集』の出版の事情、編者のテキスト選択の意図、そしてその後の再刊運動に与えた影響について検討する。第一節「乾隆後期における禁書の流伝」では、乾隆帝が当初の禁書にブレーキをかけ、明代の忠臣の著作については部分的な削除にとどめ、むしろその精神を鼓吹しようとしたことに触れ、その緩和の表れを北京にやってきた朝鮮の燕行使の禁書購入に見る。第二節「顧沅とその蔵書」では、蘇州有数の蔵書家である顧沅（1799-1851）の四庫全書未収本を含む収書活動を概観し、第三節「『乾坤正気集』の編纂と出版」では、『乾坤正気集』の版刻に地方官の姚瑩の貢献が大きかったことを明らかにする。第四節「『乾坤正気集』底本及び削除の一考察」では、収録された禁書作者の文集原版と『乾坤正気集』を比較し、夷狄を意味する表現が丁寧に削除されていることを確認し、第五節「太平天国の乱後の『乾坤正気集』の受容」では、湘軍の将領であった呉坤修が未印だった文集を出版し、詩集を再刊した目的は「忠義」の顕彰にあったことを指摘し、『乾坤正気集』を一部底本とした胡鳳丹の『金華叢書』、縮約である呉煥采の『乾坤正気集選鈔』にも触れ、これら一連の出版が清朝の中興をアピールするものであり、『正気集』に明代忠臣の著作が収録された</p>			

ことが禁書再刊の突破口となったと評する。

第二章「清代徐州における文字獄と禁書再刊—『白奩山人集』を中心に」では、明末清初の著名な文人である閻爾梅の子孫に伝わる『閻氏族譜』『世系譜』『里居譜』を現地で調査した成果を活かして、閻の『白奩山人集』の初刊本と後刊本との関係、禁書となった経緯、再刊の過程を検討する。第一節「閻氏文字獄始末」では、閻爾梅の逮捕から、曾孫の国士監生大鏞が逮捕されるまでの過程をたどりなおす。爾梅は順治九年（1652）に逮捕された後脱獄して各地を転々、康熙五年（1666）に帰郷し、同十八年に明の遺民として生を全うできた。その子孫は地元の名士となり、なかには清朝に仕える者もいて、乾隆初年に大鏞の文集に忌諱の文字が発見されても知県はこれを焼いただけで、大鏞がとがめられることはなかった。しかし、同二十六年（1761）に大鏞が納税をめぐることで知県と対立し、一族内に反目もあったことから、文集のことが蒸し返され、爾梅の著作もすべて禁書となった。それまでに刻されていた、爾梅の二子による校本『白奩山人詩集』（南京図書館蔵）と豹韋堂刊『白奩山人詩集』『白奩山人文集』（上海図書館・東洋文庫などに所蔵）を詳細に検討した結果、後者に字句の削除が見られることが判明した。両者はともに閻氏の家刻本だが、後者は子孫が忌諱の字句を削ったものであるとする。第二節「清末における閻爾梅著作の重刊」では、曾国藩が文教振興のために作った金陵書局で働いていた徐州人馮煦が徐州知府の桂中行に命じられて光緒年間に『徐州詩徵』を編纂し、ついで『白奩山人集』を同じ明の遺民万寿祺の『隰西草堂集』と合わせて『徐州二遺民集』として刊行した経緯を述べる。それぞれの底本は豹韋堂本、閻爾梅の詩も愛読していた地元の知識人孫運錦の主導による咸豊刊本と考えられる。この出版によって、政府は閻爾梅を郷賢として表彰するようになったが、『徐州二遺民集』は決して原本に忠実に翻刻されたわけではなく、豹韋堂本の四分の一が削られた。乾隆帝が全著作の焼毀を命じた錢謙益への言及、清軍による虐殺を暗示した詩文や、妓女・禅寺を詠んだ篇目は削除され、忠義と儒家道徳に配慮されていたことが分かる。辛亥革命後に馮煦の弟子王嘉誥らが『徐州二遺民集』を補刻したのは、清朝の遺民として往時を回顧するためであり、閻爾梅の子孫漢亭が共和制を支持する張相文と協力して爾梅の二子による校本を底本として『閻古古全集』を刊行したのは、清朝の統治と禁書を批判し、民国への忠誠を喚起するためであった。

第三章「『七家集』と『八家集』—清代・江戸後期における明末史料叢書の受容—」では、禁書をくぐりぬけて写本の形で伝抄された明末清初の史料叢書のうち、日本にも舶載された『七家集』（『揚州十日記』『嘉定屠城紀略』『東明聞見録』『粵遊紀聞』『也是録』『行在陽秋』『求野録』）と『八家集』（上記七書に『吳耿尚孔四王合伝』を加える）の諸写本を精査してテキストの継承関係を見直すとともに、中日における流伝とその背景を探る。第一節「宮内庁書陵部蔵『七家集』写本について」では、宮内庁書陵部所蔵の古吳清白草廬鈔本『七家集』を紹介し、乾隆帝の名諱

が避けられていないことから、乾隆以前に蘇州で作成されたとする。「清白草廬」は蘇州（古呉）人であること以外は分からないが、京都大学人文科学研究所蔵の宋・陳均『皇朝編年備要』の清写本と稿紙・罫線の様式が一致し、後者の書口に「清白草廬」とあることを発見した。第二節「日本現存『八家集』諸写本の検討」では、孤本である『七家集』と異なり、著者が確認しただけでも日本に十二点残っている『八家集』写本（うち六点は先行研究では取り上げられていない）のすべてを精査して、『八家集』の諸本が一つの底本から出ていることを確かめる。第三節「『七家集』から『八家集』へ」では、中国で唯一現存する北京大学図書館蔵『八家集』写本の第一冊の首に宮内庁本と同じ「七家集目録」が、第三冊の首に「八家集目録」があることから、北大本の抄録者が『七家集』に『呉耿尚孔四王合伝』を加えて「八家集」が成立したと推測する。一方、日本所蔵の『八家集』はいずれも北大本の第二・三冊を一冊に合綴していること、収録される『揚州十日記』の跋文への宮内庁本での注記を北大本が本文に組み込んで意味が通らなくなったこと、日蔵諸本がその誤りを引き継いでさらに改変を加えていることから、乾隆以前に『七家集』ついで『八家集』が成立し、文化五年（1808）以前に日本に舶載され、以後諸写本が作成されたという筋道を見出した。第四節「江戸後期における『八家集』の出版」では、文政七年（1824）跋の駿河採撰亭木活字本『揚州十日記』、同十三年に江戸玉巖堂が趙翼「平定三逆述略」と合刊した『四王合伝』、天保五年（1834）刊行の江戸自修館刊行の『揚州十日記』『嘉定屠城紀略』を取り上げ、出版にかかわった斎藤南溟や序文を書いた古賀侗庵らが『八家集』を鑑戒・教化の書、正史『明史』よりも信頼のおける歴史記述ととらえていたとする。

第四章「『揚州十日記』の清末・民国期における受容」では、清初に揚州で起きた大量虐殺を記し、清末には革命思想の鼓吹に用いられ、民国期の学者や日本の書誌学者・文学者も注目してきた『揚州十日記』の諸テキストを再検討したうえで、その普及・受容の様相を中日戦争期までの長期にわたって追尾する。第一節「乾隆以降の江南における禁書の閲読」では、江南知識人の禁書閲読の記録から道光年間に刊行された叢書『明季稗史彙編』『荊駝逸史』が彼らの間にかなり普及していたことを示す。第二節「『十日記』諸本の系統」では、日本に伝わる単独写本二点、前章で言及された『八家集』写本十三点（日蔵本と北大本）、『明季稗史彙編』『荊駝逸史』『明末十家集』『明季十二家集』『明季野史』に収録された『十日記』を比較検討した結果、『八家集』『逸史』系統と『稗史』系統に分かれるとする松枝茂夫説に対して、『八家集』『十家集』『十二家集』『野史』系統、『逸史』系統、『稗史』系統の三つに分けられるとする。第三節「清末革命党と『十日記』単行本」では、『十日記』が様々な媒体を通じて革命に与えた影響について論じた朱新屋の研究の事実認識に誤りがあることを指摘したうえで、留学生が来日するようになる光緒二十二年（1896）

以前に革命党はすでに『十日記』を宣伝の具に用いており、その普及は光緒年間に二度鉛印された『稗史』によるとして、『十日記』の普及を禁書再刊運動の延長上に位置づける。第四節「日本留学生と『十日記』の改編」では、光緒二十九年にいずれも日本留学経験者によって刊行された『陸沈叢書』の絵図加批本、『中国白話報』の白話訳による『十日記』の普及について述べる。いずれも底本は『稗史』本であった。第五節「辛亥革命後の変化」では、革命後に人気が落ちた『十日記』が中日戦争前夜の1936年に神州国光社刊『中国内乱外禍歴史叢書』に、底本の来歴には不明なところがあるものの、部分的には『稗史』本より詳しい記述を含むテキストが収録され、同年発行の『察省国民新報』には読後感を寄せた記事が掲載され、北平で刊行された『民衆週報』に新白話訳が載せられるなど、『十日記』の人気が国難を前にして再燃したことを指摘する。

終章では、本論の内容をまとめた後、革命家たちの禁書・文字獄観が民国期の学者にも受け継がれた結果、長らく禁書が一括して扱われてきたが、同じ禁書といっても「抽燬」と「全燬」では性格が異なり、前者はその内容如何では清朝政府にとって有用なものとみなされることもあること、アヘン戦争・太平天国を経た「中興」の局面では、江南における出版の「自治王国」が成立し、抽燬書から全燬書へ、集部書から史部書へ、叢書本から単行本へと禁書再刊が広がっていったこと、光緒中期以前の再刊には反満の意図はほぼ見られないことを指摘し、本論文で扱った日本での受容に加えて朝鮮での受容についても検討することを予告して擱筆する。

(論文審査の結果の要旨)

乾隆期を頂点とする禁書、文字の獄は、清朝の思想統制、支配の苛酷さの象徴として清末以降盛んに取り上げられ、今日に至るまで多くの研究が積み重ねられている。近年、四庫全書に収録されていない本や、ひそかに流传してきた禁書が大型叢書の形で影印されて比較的容易にみられるようになったことや清朝の統治に対する見方が変化してきたことによって、今後研究はよりニュアンスに富んだ精緻なものになっていくと予想される。

禁書を今日でも我々が目睹できるのは以後の伝承過程あつてのことだが、テキストの流传、再刊による普及に着目した研究は劉乾(1982)、王汎森(2014)など少数にとどまる。また、禁書の流通は中国内にとどまらず、朝鮮や日本にも及んだ。本論文は、禁書の流传の背景、再刊の時代状況と目的、その受容についていくつかのケース・スタディによって考察した労作である。

その特色は、何といたっても中国・日本双方における広範で個別具体的な書誌学的調査にもとづいていることにある。近年、中国では日本所蔵漢籍への関心が再び高まっている(嚴紹盪『日蔵漢籍珍本追跡紀実』2005、同氏編『日蔵漢籍善本書録』2007、黄華珍『日蔵漢籍研究：以宋元版為中心』2013など)が、関心はおおむね漢籍そのものにあり、江戸期に日本で作られた写本はほとんど注目されていない。また、個別のテキストの伝承過程を丁寧にたどったものは少ない。一方、日本における江戸期の漢籍輸入の研究は、そのテキストが本土において置かれていた状況に留意することがあまりない。

第三章・第四章でとりあげられた明末清初の史書の叢書である『八家集』写本は、その一部が江戸後期に出版されたこと、清軍による大量虐殺の記録として有名な『揚州十日記』『嘉定屠城紀略』を含んでいることもあつて、日本でも中国文学者で『揚州十日記』の日本語訳者でもある松枝茂夫(1905-1995)や書誌学者の長澤規矩也(1902-1980)ら大家が早くに注目しているが、彼らは日本所蔵の写本を悉皆調査したわけではない。彼らが中国に所蔵される『八家集』写本の存在を知らなかったのは仕方ないが、宮内庁書陵部所蔵の『七家集』の存在にも気づいていなかった。また、明末清初の文献に最も通暁していた謝国楨(1901-1980)は中国所蔵本と静嘉堂文庫本に言及するが、他の日蔵写本の存在はおそらく知らなかった。著者は日本留学の機会を十二分に生かして、『七家集』と各地に所蔵される計十二点の『八家集』を精査し、中国所蔵本とも対照した結果、『七家集』から『八家集』が生まれ、『八家集』の舶載本を底本として諸写本が成立したという筋道を見出した。また、江戸後期の大儒古賀侗庵の『読書矩』における『八家集』の閲読勸奨の背景に写本の広がりがあったことも明らかになった。その他にも、閻爾梅の子孫が所蔵する文献へのアプローチにも成功しており、著者の文献調査能力は高く評価できる。

第二章はそうした現地調査で入手した文献により、明末清初の大文人閻爾梅の子孫と爾梅の著作が乾隆期に被った厄運をこれまで以上に具体的にたどり、さらに彼の郷

里徐州でその事蹟を顕彰すべく光緒年間に刊行された文集と清初に彼の二子が校刻した豹韋堂本（中日双方に所蔵される）との篇目の比較を丁寧に行い、前者で何が削除されているかを明らかにし、さらに民国初年における閻の子孫の文集再刊にまで話を及ぼして、閻氏一族の命運と爾梅の著作の消長を長期的に描き出した佳篇である。

テキスト間の綿密な比較も本論文の特色であり、第一章では道光年間の大型の詩文総集『乾坤正気集』について個々の底本と『正気集』本を比較し、第四章では『揚州十日記』の諸本間のテキスト比較がなされる。とくに、後者で『八家集』と『荊駝逸史』本を同一系統とする松枝説に対して、『八家集』のテキストが独自の価値を有し、『明末十家集』『明季十二家集』『明季野史』と同一系統に属することを示したことは、本論文の大きな成果である。

しかし、終章で抽燬書から全燬書へ、集部書から史部書へ、叢書本から単行本へと禁書再刊が広がっていったといういささか図式的理解に回収してしまっているのが惜しまれる。ケース・スタディの積み重ねによって得られた諸成果をさらに発展的に生かす道もあったはずである。たとえば、第四章から浮かび上がってきたのは、やはり『揚州十日記』を収録する『明季稗史彙編』という叢書の存在感である。本書は前掲古賀の『読書矩』や張之洞の『書目答問』でも閲読を勧奨されているが、著者は『十日記』にのみフォーカスしているため、『稗史彙編』には関心が向いていない。また、本論文が引用する真壁仁の研究のように、日本思想史研究の側にも明清史書の江戸知識人への影響に対する関心が存在する。『十日記』がそれを窺うのに好個の材料であることは示されているが、さらに他の移入書との関連において検討されるべきであったらう。

しかし、上述したように、著者の史料探査能力はきわめて高く、中日双方の漢籍の刊本・写本の現存状況に通じている貴重な存在である。本論文に関する文献調査の副産物として、日本では竺沙雅章の研究以来途絶えていた漢籍の紙背文書の可能性に気づき、すでにその研究に着手し、中国ではその成果が待望されている由である。今後中国・日本あるいは朝鮮も含めた漢籍交流史研究への寄与が期待される。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2022年2月15日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。